

官報

号 外
国会会議録

令和八年七月十日

○第二百二十一回 衆議院会議録 第三十号

令和八年七月十日(金曜日)

令和八年七月十日

午後一時三十分 本会議

○本日の会議に付した案件

皇室典範等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三十二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

○小寺裕雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、皇室典範等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(森英介君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。

皇室典範等の一部を改正する法律案(内閣提出)

出

○議長(森英介君) 皇室典範等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。議院運営委員長山口俊一君。

皇室典範等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔山口俊一君登壇〕

○山口俊一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

令和八年七月十日 衆議院会議録第三十号 皇室典範等の一部を改正する法律案 議長長の報告

本案は、天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王が皇族の身分を離れないことにするとともに、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王が皇室典範による皇族男子であった者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない男子を養子とすることができるとし、当該養子が皇族となることとする等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨九日本委員会に付託をされ、本日、木原内閣官房長官から趣旨の説明を聴取し、質疑を行いました。質疑終局後、各会派より発言があり、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十五分散会

出席国務大臣

国 務 大 臣 木原 稔君

○議長長の報告

〔通知書受領〕

一、去る六月三十日、高市内閣総理大臣から森議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第四〇〇号

令和八年六月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

私は、令和八年七月一日(水)午後二時五十分羽田空港発、七月三日(金)午後十時五十分同空港着の予定で、インド共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

〔報告書受領〕

一、去る六月三十日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく

「防災に関してとった措置の概況」の報告

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく

「令和八年度の防災に関する計画」の報告

一、去る三日、内閣から次の報告書を受領した。

国会法附則第十一項の規定に基づく令和七年度

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告

一、去る七日、内閣から次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション基本法第十一條の規定に基づく「令和七年度科学技術・イノベー

ション創出の振興に関する年次報告」

令和八年七月十日 衆議院会議録第三十号 議長の報告

一、去る七日、内閣を経由して個人情報保護委員会委員長手塚悟君から、次の報告書を受領した。

個人情報保護の保護に関する法律第六十八条の規定に基づく令和七年度個人情報保護委員会年次報告書

(理事補欠選任)

一、去る六月三十日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 奥下 剛光君 (理事金村龍那君去る六月三十日理事辞任につきその補欠)

理事 金村 龍那君 (理事奥下剛光君去る六月三十日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

塩崎 彰久君 向山 淳君

金村 龍那君 原山 大亮君

向山 淳君 塩崎 彰久君

原山 大亮君 金村 龍那君

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

井出 庸生君 武部 新君

村木 汀君 鈴木 英敬君

大島 敦君 吉田 宣弘君

野村 美穂君 西岡 秀子君

鈴木 英敬君 村木 汀君

武部 新君 井出 庸生君

吉田 宣弘君 大島 敦君

西岡 秀子君 野村 美穂君

農林水産委員

辞任

補欠

鈴木 美香君 木下 敏之君

一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

辰巳孝太郎君

補欠

石原 正敬君

議院運営委員

辞任

補欠

塩崎 彰久君 小林 鷹之君

石原 正敬君 塩川 鉄也君

(理事補欠選任)

一、去る六月三十日、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 井原 巧君 (理事橋本岳君去る六月三十日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る六月三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

今岡 植君 文月 涼君

尾花 瑛仁君 吉田 有理想君

鹿嶋 祐介君 渡辺 勝幸君

加藤 貴弘君 松下 英樹君

松下 英樹君 今 洋佑君

今 洋佑君 加藤 貴弘君

文月 涼君 今岡 植君

吉田 有理想君 尾花 瑛仁君

渡辺 勝幸君 鹿嶋 祐介君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任

補欠

石井 拓君 長田紘一郎君

尾花 瑛仁君 藤田 洋司君

谷川 とむ君 園崎 弘道君

丸田康一郎君 石原 正敬君

園崎 弘道君 伊藤 聡君

石原 正敬君 丸田康一郎君

伊藤 聡君 谷川 とむ君

長田紘一郎君 石井 拓君

藤田 洋司君 尾花 瑛仁君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

岩崎 比菜君 村木 汀君

衛藤 博昭君 園崎 弘道君

尾花 瑛仁君 斉藤 りえ君

中川 貴元君 松下 英樹君

藤田ひかる君 伊藤 聡君

山本 左近君 長田紘一郎君

伊藤 聡君 永田磨梨奈君

斉藤 りえ君 渡辺 勝幸君

村木 汀君 金澤 結衣君

金澤 結衣君 山本 裕三君

渡辺 勝幸君 今 洋佑君

長田紘一郎君 山本 左近君

今 洋佑君 尾花 瑛仁君

園崎 弘道君 衛藤 博昭君

永田磨梨奈君 藤田ひかる君

松下 英樹君 中川 貴元君

山本 裕三君 岩崎 比菜君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任

補欠

畦元 将吾君 吉田 有理想君

石井 拓君 今 洋佑君

加藤 貴弘君 山本 裕三君

川崎ひでと君 世古万美子君

西野 太亮君 新田 章文君

今 洋佑君 藤沢 忠盛君

山本 裕三君 若山 慎司君

吉田 有理想君 田中 昌史君

田中 昌史君 藤丸 敏君

世古万美子君 川崎ひでと君

新田 章文君 西野 太亮君

藤沢 忠盛君 石井 拓君

藤丸 敏君 畦元 将吾君

若山 慎司君 加藤 貴弘君

一、昨九日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

石井 拓君 今 洋佑君

石川 昭政君 細田 健一君

伊藤信太郎君 山田 基靖君

上川 陽子君 辻 由布子君

木村 次郎君 黒崎 祐一君

細野 豪志君 長田紘一郎君

西村智奈美君 神谷 裕君

山田 基靖君 阿部 弘樹君

阿部 弘樹君 伊藤信太郎君

長田紘一郎君 細野 豪志君

黒崎 祐一君 木村 次郎君

今 洋佑君 石井 拓君

辻 由布子君 上川 陽子君

細田 健一君 石川 昭政君

神谷 裕君 西村智奈美君

一、去る六月三十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
皇室典範等の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案

一、昨九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

皇室典範等の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案(西岡義高君外一名提出、衆法第二四号)

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案(西岡義高君外一名提出、衆法第二五号)

以上二件

地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る六月三十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案

一、去る六月三十日、参議院に送付した内閣提案は次のとおりである。

予防接種法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る六月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

年金給付の期日に関する質問主意書(山本ジョージ君提出)

生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する質問主意書(山本ジョージ君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する第三回質問主意書(早稲田ゆき君提出)

総額表示における税込価格の表示方法に関する質問主意書(小川淳也君提出)

アッシュヤー症候群及び網膜色素変性症に係る治療アクセス等に関する質問主意書(小川淳也君提出)

石綿含有建材を使用した建築物の解体及び事業承継に伴う店舗建替えへの支援に関する質問主意書(小川淳也君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

H P Vワクチンの男性接種の早期定期接種化に関する質問主意書(向山好一君提出)

(答弁書受領)

一、去る六月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員早稲田ゆき君提出留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問に対する答弁書

令和八年六月十九日提出

質問 第一一九号

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問主意書

提出者 早稲田ゆき

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問主意書

外国人留学生在が妊娠又は出産を理由又は契機として直面する問題については、二〇二六年六月十六日付内閣衆質二二一第一六号答弁書において、

政府は、留学生在が妊娠又は出産した事実のみをもつて、本人の意思に反して退学、休学、転校・転学又は帰国を求めることは適切ではないとの見解を示した。また、妊娠又は出産した事実のみをもつて直ちに在留資格「留学」を失うものではなく、在留期間更新又は在留資格変更の可否は個別の事情に応じて判断される旨の見解を示した。

この答弁を実効性あるものとするためには、留学生在が妊娠又は出産を契機として退学、除籍、休学、転校・転学、帰国勧奨又は所在不明化等に至っていないかを、学校種別ごとに継続的に把握する必要がある。

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)の二〇二五年度外国人留学生在在籍状況調査結果によれば、同年五月一日現在の外国人留学生総数は四十万八千六十九人である。在学段階別では、大学院六万十三人、大学(学部)九万二千四百四十二人、短期大学四千三百三十八人、高等専門学校五百二十七人であるのに対し、専修学校(専門課程)は十万六千八百二十九人、日本語教育機関は十四万百七十四人である。専修学校(専門課程)及び日本語教育機関の在籍者を合わせると二十四万七千三百人となり、外国人留学生全体の約六割を占めている。

したがって、妊娠又は出産を契機とする退学等の実態把握を、大学、短期大学及び高等専門学校に限って行うだけでは、外国人留学生全体の実態を十分に把握することはできない。特に、私費留学生在が多数在籍する専修学校(専門課程)及び日本語教育機関において、妊娠又は出産を契機として退学、除籍、休学、転校・転学、帰国勧奨又は所在不明化等に至る事案が把握されなければ、第一回答弁で示された政府見解の実効性は十分に確保されない。

文科科学省は、大学、短期大学及び高等専門学校に対し、外国人留学生の退学者、除籍者及び所在不明者等について定期報告を求めている。さらに、二〇二六年度より、当該定期報告に係る名簿ファイルの理由欄に「妊娠・出産」の項目を追加したと承知している。これは、これまで「その他」等に埋没し可視化されにくかった妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に向けた重要な前進である。

しかし、当該項目が報告様式上設けられても、集計又は分析の段階で「その他」に統合されれば、妊娠・出産を契機とする退学等の実態は把握できない。また、専修学校(専門課程)及び日本語教育機関において同様の項目で把握されなければ、外国人留学生全体の約六割を占める層について、妊娠・出産を契機とする退学等の実態が制度的に可視化されないことになる。

さらに、日本語教育機関については、日本語教育機関認定法に基づく認定日本語教育機関制度が開始され、文科科学省が教育の質及び適正な運営に関与する制度となっている。認定日本語教育機関に在籍する留学生についても、妊娠又は出産を契機とする退学等の実態を把握する必要性は、大学、短期大学及び高等専門学校と同様に存在する。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 大学、短期大学及び高等専門学校に係る定期報告における「妊娠・出産」項目について

1 文科科学省が、二〇二六年度より、大学、

短期大学及び高等学校に係る外国人留學生の退学者、除籍者及び所在不明者等の定期報告において、理由欄に「妊娠・出産」の項目を追加したとの理解でよい。追加した場合は、当該項目が設けられた報告の名称、様式名、対象となる学校種、対象となる事案類型及び報告頻度を示されたい。

2 前問の「妊娠・出産」の項目は、退学、除籍、休学、転校・転学又は所在不明等に至った外国人留學生について、その理由又は契機として妊娠又は出産があった場合を、他の理由と区別して把握するために設けられたものとの理解でよい。異なる場合は、当該項目の趣旨を示されたい。

3 当該定期報告において「妊娠・出産」として報告された件数について、文部科学省は、少なくとも内部資料上、他の理由項目又は「その他」に統合せず、「妊娠・出産」として独立して把握するのか。独立して把握しない場合は、その理由を示されたい。

4 当該定期報告において「妊娠・出産」として報告された件数について、文部科学省は、学校種別、国籍・地域別及び事案類型別に集計することができるか。集計できる場合は、対外的な公表に当たり個人が特定されるおそれがある場合であっても、内部の実態把握及び政策検討のためには独立した項目として集計するの可否を示されたい。集計できない場合は、その理由を示されたい。

二 専修学校に在籍する外国人留學生に関する把握について

1 専修学校、特に専門課程に在籍する外国人留學生について、退学、除籍、休学、転校・転学又は所在不明等が生じた場合、文部科学省又は都道府県は、その理由又は契機を報告させる仕組みを有しているか。仕組みがある場合は、報告の根拠、様式名、報告項目、報

告頻度及び報告先を示されたい。仕組みがない場合は、その理由を明らかにされたい。

2 前問の報告項目に「妊娠・出産」は独立項目として含まれているか。含まれている場合は、大学、短期大学及び高等学校に係る定期報告と同様に、他の理由項目又は「その他」に統合せず、独立して把握しているか示されたい。含まれていない場合は、「妊娠・出産」を独立項目として追加することについて、制度上又は技術上の支障があるか示されたい。

3 専修学校に係る報告項目に「妊娠・出産」を追加することについて制度上又は技術上の支障がない場合、大学、短期大学及び高等学校に係る定期報告と同様に、当該項目を追加する考えがあるか。追加しない場合は、その理由を示されたい。

三 日本語教育機関及び認定日本語教育機関に在籍する外国人留學生に関する把握について

1 日本語教育機関又は認定日本語教育機関に在籍する外国人留學生について、退学、除籍、休学、転校・転学又は出入国在留管理庁は、その理由又は契機を報告させる仕組みを有しているか。仕組みがある場合は、報告の根拠、様式名、報告項目、報告頻度及び報告先を示されたい。仕組みがない場合は、その理由を明らかにされたい。

2 前問の報告項目に「妊娠・出産」は独立項目として含まれているか。含まれている場合は、他の理由項目又は「その他」に統合せず、独立して把握しているか示されたい。含まれていない場合は、「妊娠・出産」を独立項目として追加することについて、制度上又は技術上の支障があるか示されたい。

3 認定日本語教育機関は、文部科学大臣の認定を受ける教育機関であり、文部科学省が教

育の質及び適正な運営に関与する制度である。認定日本語教育機関において、留學生が妊娠又は出産した事実のみをもって、本人の意思に反して退学、休学、転校・転学又は帰国を求められた事案を文部科学省が把握した場合、当該事案は、指導、助言又は改善を求める対象となり得るか示されたい。

四 学校種別による把握の差と今後の対応について

1 政府は、二〇二六年六月十六日付内閣衆質二二一第一六号答弁書において、留學生が妊娠又は出産した事実のみをもって、本人の意思に反して退学、休学、転校・転学又は帰国を求めることは適切ではないとの見解を示している。この見解は、大学、短期大学及び高等学校に限らず、専修学校、日本語教育機関及び認定日本語教育機関に在籍する留學生についても同様に妥当するとの理解でよい。

2 大学、短期大学及び高等学校に係る定期報告では「妊娠・出産」項目が設けられている一方、専修学校、日本語教育機関又は認定日本語教育機関に係る報告において同項目が設けられていない場合、政府は、学校種別により、妊娠又は出産を契機とする退学等の実態把握に差が生じていると認識するか。差が生じていないと考える場合は、その理由を示されたい。

3 専修学校、日本語教育機関又は認定日本語教育機関に係る報告において、現時点で「妊娠・出産」を独立項目として把握していない場合、今後、当該項目を追加することについて、文部科学省、出入国在留管理庁及び都道府県との間で協議を行う考えがあるか。協議を行わない場合は、その理由を示されたい。

4 大学、短期大学、高等学校、専修学校、日本語教育機関又は認定日本語教育機関

において、留學生が妊娠又は出産を理由又は契機として退学、除籍、休学、転校・転学又は所在不明等に至った事案を把握する場合、当該留學生が医療機関、地方公共団体の母子保健担当部署、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、出産・子育てに関する相談窓口等につながったかについても、併せて把握する考えがあるか。把握しない場合は、その理由を示されたい。

5 前問のように、留學生が医療機関、地方公共団体の母子保健担当部署、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、出産・子育てに関する相談窓口等につながったかを把握する場合、当該留學生が本人の十分理解できる言語で、医療機関への受診、母子保健サービス、出産費用、在留期間更新又は在留資格変更、休学・復学、子の在留資格及び相談先について情報提供を受けた上で意思決定したかについても、併せて把握する考えがあるか。把握しない場合は、その理由を示されたい。

内閣衆質二二一第一九号
令和八年六月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員早稲田ゆき君提出留學生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員早稲田ゆき君提出留學生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問に対する答弁書

一〇の1について

お尋ねの「事案類型」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「外国人留學生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等につい

て(通知)。(令和八年四月二十八日付け八高参国第七号文部科学省高等教育局参事官 国際担当)通知により、「各国公私立大学及び各国公私立高等専門学校」(以下「大学等」という。))に対して毎月求めている「外国人留學生の退學者・除籍者・所在不明者の文部科学省への定期報告」(以下「定期報告」という。))について、令和八年度に「外国人留學生の退學者・除籍者・所在不明者」に係る報告の様式である「名簿ファイル」(以下「名簿ファイル」という。))中の「特定の事情の有無の回答項目における「退學又は除籍の理由」の一つとして「当人の妊娠・出産」を新たに追加している。

一の2について

定期報告においては、名簿ファイル中の「退學又は除籍の理由」が「当人の妊娠・出産」である場合について、その他の理由に該当する場合と区別して把握するために、「当人の妊娠・出産」を「退學又は除籍の理由」の一つとして追加したものである。

一の3について

お尋ねのように「当該定期報告において「妊娠・出産」として報告された件数」について「独立して把握すること」としている。

一の4について

お尋ねの「事案類型別」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、定期報告においては、名簿ファイル中の「退學又は除籍の理由」が「当人の妊娠・出産」である「退學者」及び「除籍者」の数について、お尋ねの「学校種別・国籍・地域別」に集計することは可能であり、大学等における外国人留學生の在籍管理の状況を確認する観点から、当該数を「独立した項目として集計すること」としている。

二について

状況については、一義的には、所轄庁である都道府県知事等において把握されるものであることから、お尋ねの「専修学校、特に専門課程に在籍する外国人留學生について、退學、除籍、休學、転校・転學又は所在不明等が生じた場合」について、「その理由又は契機」を専修学校から文部科学省に対して「報告させる仕組み」は設けていないところ、専修学校から「都道府県」に対してこれを「報告させる仕組み」があるか否かについては、同省として把握していない。なお、同省においては、「専修学校における外国人留學生の在籍管理等について(依頼)」(令和八年四月二十七日付け八教生推第十六号文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長通知)に基づき、全ての専修学校に対し、退學者等の数を所轄庁である都道府県知事等に年に二回報告することを求めているほか、「生徒の中途退學者・休學者数等の調査について(依頼)」(令和七年六月十六日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡。以下「事務連絡」という。))により、令和二年度からの各年度に引き続き令和七年度に、専修学校の専門課程に在籍する學生(以下「専門学校生」という。))の中途退學者」等の数の調査(以下「専門学校中途退學者等調査」という。))を実施しているところ、同年度からは専門学校生のうち外国人留學生である「中途退學者」及び「休學者」のうち、妊娠又は出産を「中途退學」及び「休學」の理由としたものの数に係る調査項目を設け、調査している。

三の1及び2について

お尋ねの「日本語教育機関又は認定日本語教育機関に在籍する外国人留學生について、退學、除籍、休學、転校・転學又は所在不明等が生じた場合」に「その理由又は契機を報告させる仕組み」はない。

お尋ねのような「仕組み」を設けることについて

て、文部科学省としては、認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和五年法律第四十一号。以下「日本語教育機関認定法」という。))第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。))における日本語教育の実施状況を把握することが重要であると考えており、このような観点から、日本語教育機関認定法第九条及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則(令和五年文部科学省令第三十九号)第九条の規定に基づいて、退學した者の数を含む日本語教育の実施状況について、毎年度報告することを求めているところ、それ以上の詳細について報告させることが必要であるとは現時点では考えておらず、また、出入国在留管理庁としては、「留學」の在留資格をもつて在留する者を含む出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者の在留の実態を継続的に把握することが重要であると考えており、このような観点から、お尋ねのような「仕組み」を構築した上で、その「報告項目」に「妊娠・出産」を独立項目として追加すること」が必要であるとは現時点では考えていない。

三の3について

文部科学大臣は、日本語教育機関認定法第十条により、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、認定日本語教育機関の設置者に対し、日本語教育の実施状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができるほか、日本語教育機関認定法第十二条により、認定日本語教育機関が日本語教育機関認定法第二条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定日本語教育機関の設置

者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告等を行うことができる」とされているところ、お尋ねの「事案」が文部科学省による「指導、助言又は改善を求める」対象となるか否かについては、個別具体の事案に即して判断すべきものと考えている。

四の1について

専修学校、日本語教育機関(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)本則の表の法別表第一の四の表の留學の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号イに規定する告示日本語教育機関をいう。以下同じ。))及び認定日本語教育機関が、外国人留學生が妊娠し、又は出産した事実のみをもって、本人の意思に反して退學、休學、転校、転學又は帰国を求めることは、適切ではないと考えている。

四の2について

大学等については、一の1について述べたとおり、毎月の定期報告により、名簿ファイル中の「退學又は除籍の理由」が「当人の妊娠・出産」である「退學者」及び「除籍者」の数を把握しており、専門学校生についても、二について述べたとおり、事務連絡により、専門学校生のうち外国人留學生である「中途退學者」及び「休學者」のうち、妊娠又は出産を「中途退學」及び「休學」の理由としたものの数を把握しているが、日本語教育機関及び認定日本語教育機関については、妊娠又は出産を理由とする退學者等の数の調査を行っていない点において、異なっているものと認識している。

四の3について

専修学校については、二について述べたとおり、事務連絡により、専門学校生のうち外国人留學生の「妊娠・出産」を理由とした「中途退學者」等の数を既に把握している。また、日本

語教育機関及び認定日本語教育機関については、当該数を把握していないが、三の1及び2について述べたように、日本語教育の実施状況等を把握することが重要であるとされており、このような観点から、お尋ねの「日本語教育機関又は認定日本語教育機関に係る報告」において「妊娠・出産」を「項目として」追加することは現時点では考えていないことから、「協議を行うことは現時点では考えていない。」

四の4及び5について
お尋ねの「事案を把握する場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、大学等及び専修学校については、御指摘の「留学生が医療機関、地方公共団体の母子保健担当部署、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、出産・子育てに関する相談窓口等につながつたか」を把握することについて、「退学、除籍等の理由の一つとして「妊娠又は出産に係る調査項目を新たに追加して実施している定期報告や専門学校中途退学者等調査の結果を踏まえて、今後の対応を検討してまいりたい。」

また、日本語教育機関及び認定日本語教育機関については、三の1及び2について述べたように、日本語教育の実施状況等を把握することが重要であると考えており、このような観点から、「妊娠又は出産を理由又は契機として退学、除籍、休学、転校・転学又は所在不明等に至った」場合について報告させることは現時点では考えていない。

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員山本ジョージ君提出円借款で建造されたモロッコ王国・国立漁業研究所の海洋・漁業調査船が西サハラ海域で公然と調査を行っている件に関する質問に対する答弁書

令和八年六月二十三日提出
質 問 第 二 〇 号

円借款で建造されたモロッコ王国・国立漁業研究所の海洋・漁業調査船が西サハラ海域で公然と調査を行っている件に関する質問主意書

提出者 山本ジョージ

円借款で建造されたモロッコ王国・国立漁業研究所の海洋・漁業調査船が西サハラ海域で公然と調査を行っている件に関する質問主意書

北アフリカ大西洋岸に位置する旧スペイン領西サハラは非植民地化過程で紛争となった地域である。モロッコと西サハラ独立派組織（ポリサリオ戦線）の紛争が五十年以上続いている。

一九七五年、モロッコ王国（以下モロッコ）は西サハラを侵攻し、西サハラの領土の八割を占領した。ポリサリオ戦線は自決権の行使を求めている。ポリサリオ戦線は一九七六年二月、「サハラ・アラブ民主共和国」の樹立を宣言し、隣国アルジェリアの難民キャンプを拠点に外交活動が続けている。国連安保理は一九九一年に西サハラにおける住民投票の実施を決定した。しかし、モロッコのサポータージューがあり、欧米諸国もモロッコに圧力をかけることがないため、住民投票は実現していない。日本は、モロッコによる西サハラ併合もポリサリオ戦線の独立宣言も承認せず、国連による仲介努力を支持するという立場をとっている。

日本は対モロッコ水産部門への支援では筆頭ドナーである。問題は、日本の対モロッコ水産部門支援の中に西サハラ占領地（海域を含む）に関わるものがあり、そうした支援の妥当性が問われるということである。つまり、日本の援助が西サハラ占領地で進められる漁業・水産業開発に使われていないか、ひいてはモロッコによる西サハラ併合

という、力による現状変更にお墨付きを与えていないかが問われるのである。この場合、モロッコ全体の水揚げの約半分が西サハラの漁港からのものであることを考えると、西サハラがモロッコの漁業・水産業に占める地位は明らかで、モロッコ政府がその部門への海外からの支援を西サハラ海域に適用するであろうことは想像に難くない。これに関連して、日本のモロッコ漁業・水産部門への支援が、モロッコの西サハラ占領開始後に始まり、モロッコが西サハラでの漁業発展に本腰を入れるのと並行して展開していることも注目される。

ここでは、日本のODAが西サハラと関係する事例として、円借款で建造され、モロッコ王国・国立漁業研究所（INRH）に配置された海洋・漁業調査船アル・ハッサン・アル・マラケシ号を取り上げたい。この支援事業は、これまで日本が同研究所に無償で供与してきた底魚調査船（シャリフ・アル・イドリシ号・一九八五年）、小型浮魚調査船（アル・アミール・ムーライ・アブダッラー号・一九九九年）に続くものとして、最新機材を装備した調査船を有償で提供したものである。承諾予算は約五十三億円で、豊田通商とそのグループ会社CFAOが二〇一八年に受注し、船は三井E&S造船の岡山玉野艦船工場で建造され、二〇二〇年に引き渡された。

一 西サハラ（旧スペイン領）は非植民地化過程にある非自治地域である。非自治地域の資源利用は、「天然資源に対する恒久主権」という国際原則により、非自治地域の場合も含め、当該人民の承諾の上、当該人民の発展に資するかたちで行われなければならない。ここではとくに、アフリカ有数の漁場を誇る西サハラ海域の漁業資源の取扱いが問題となる。日本政府は西サハラをモロッコ領と認めていない。そうであれば、モロッコへのODA、とりわけその漁業・水産業部門へのODAが西サハラ及びその海域で用

いられないよう、日本としては配慮しなければならないのではないか。政府の見解を求める。

二 一九九〇年代、JICAの報告書には西サハラをモロッコの一部とする記述や地図が使われていた。二〇〇〇年代になるとそうした地図は使われなくなったが、肝心の漁業部門の記述においてモロッコの水揚量を西サハラの港（ラユーンとダーフラ）の水揚げを含めたかたちで提示するなど、依然として西サハラをモロッコの一部として扱っている。西サハラの水揚量を除外すれば、モロッコ全体の水揚量は半減する。また、別な報告書では、モロッコの国土面積を、西サハラを除いて四十四万六千平方キロとしているにもかかわらず、その海岸線は三千五百kmと西サハラの海岸線を含む長さを書いている（ちなみに西サハラを含まないモロッコの海岸線は約千八百km）。

こうした不整合について、政府の見解を求めるとともに、是正を求めたい。

三 モロッコ王国・国立漁業研究所が、日本からの円借款（約五十三億円）を用いて建造した海洋・漁業調査船アル・ハッサン・アル・マラケシ号、二〇二〇年十二月に引渡し）を使って西サハラ占領地の海域で堂々と調査を行い、それに基つき研究し、それを西サハラでの漁業振興に役立てているのは、問題ではないか。国立漁業研究所は西サハラ占領地のラユーンとダーフラの二箇所に地域調査センターを持ち、西サハラ海域を航行しているのは問題ではないか。同研究所は一九八〇年代から西サハラ海域のタコについて調査を行っている。一九八〇年代といえ、日本が一九八六年に無償援助で同研究所に底魚調査船シャリフ・アル・イドリシ号を供与した頃であるタコは底魚に分類される。そして当時の同研究所の調査結果がモロッコ人研究者の研究に利用されている。つまり、同研究所はモロッコによる占領する西

サハラ海域の資源利用を目的の一つにしており、海洋・漁業調査船を含む同研究所への日本のODAはそれを後押ししてきたと言えないか。政府の見解を求める。
右質問する。

内閣衆質二二一第二〇号
令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔
国務大臣

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員山本ジョージ君提出円借款で建造されたモロッコ王国・国立漁業研究所の海洋・漁業調査船が西サハラ海域で公然と調査を行っている件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本ジョージ君提出円借款で建造されたモロッコ王国・国立漁業研究所の海洋・漁業調査船が西サハラ海域で公然と調査を行っている件に関する質問に対する答弁書

一について

我が国政府としては、御指摘の「西サハラ」に関する問題は、国際連合の枠組みの下、当事者間の交渉により早期に平和裡に解決されることが重要との立場であり、国際連合による仲介努力を支持している。その上で、お尋ねの「配慮」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、モロッコ政府に対する政府開発援助の具体的な実施に当たっては、当該援助の成果がこうした我が国政府の立場を踏まえて活用されるよう、モロッコ政府と意思疎通を行っている。

二について

御指摘の「JICAの報告書」及び「別な報告書」の具体的に指し示すものが必ずしも明らかではないが、我が国政府としては、モロッコ政

府に対する政府開発援助の具体的な実施に当たり、独立行政法人国際協力機構に対し、一について述べた我が国政府の立場に基づく報告書の作成を求めている。

三の前提について

お尋ねの「西サハラ占領地の海域で堂々と調査を行い、それに基づき研究し、それを西サハラでの漁業振興に役立てている」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三の中段について

政府としては、一について述べたとおり、御指摘の「西サハラ」に関する問題は、国際連合の枠組みの下、当事者間の交渉により早期に平和裡に解決されることが重要との立場であり、国際連合による仲介努力を支持しているところ、お尋ねについてお答えする立場にない。

三の後段について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、モロッコ政府に対する政府開発援助の具体的な実施に当たっては、当該援助の成果が一について述べた我が国政府の立場を踏まえて活用されるよう、モロッコ政府と意思疎通を行っている。

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭君提出看護・介護・保育分野における有料職業紹介料の透明化及び上限規制に関する質問に対する答弁書

令和八年六月二十六日提出
質問 第二一 一 号

看護・介護・保育分野における有料職業紹介料の透明化及び上限規制に関する質問主
意書

提出者 長妻 昭

令和八年七月十日 衆議院会議録第三十号 議長報告

看護・介護・保育分野における有料職業紹介手数料の透明化及び上限規制に関する質問主意書

看護、介護及び保育の各分野は、国民の生命、健康、生活及び子どもの育ちを支える基盤であり、極めて高い公共性を有する。一方で、これらの分野では深刻な人材不足が続き、医療機関、介護事業者及び保育事業者が人材確保のため有料職業紹介事業者者に依存せざるを得ない状況が生じている。

その結果、紹介手数料が事業者の経営を圧迫し、本来であれば職員の処遇改善、職場環境の整備、患者、利用者及び子どもへのサービスの質の向上に充てられるべき財源が、紹介手数料として流出しているとの指摘がある。

厚生労働省の「令和七年度 医療等分野における雇用仲介事業に関する調査研究事業報告書」によれば、「三分野の職業紹介（就職者調査⑤）」において、「企業が紹介手数料を負担していることの認知度は有料職業紹介事業者を利用した就職者（求職者）が「知っている」が七十二・一％、「知らなかった」が二十七・九％であった。また、「企業が負担している手数料率の認知度」は、「どの程度支払われているか知っている」が十七・九％にとどまっている。

すなわち、企業が紹介手数料を負担していることを知っており、かつ、その手数料率を知っている求職者は、全体の約十三％にすぎないと整理できる。これは、求職者の多くが、自らの就職・転職に伴って求人者側にどの程度の紹介手数料が発生しているのかを十分に認識しないまま、有料職業紹介サービスを利用して実態を示すものである。

形式上、紹介手数料は求人者が負担するものであるとしても、看護、介護及び保育分野においては、その原資には診療報酬、介護報酬、公定価

格、利用者負担、保険料及び公費等が含まれる。したがって、紹介手数料の在り方は、単なる民間取引上の価格の問題にとどまらず、公共性の高いサービスの持続可能性に関わる重要な政策課題である。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 求職者への紹介手数料の告知及び確認について

厚生労働省の調査研究事業報告書によれば、看護、介護及び保育の三分野において、企業が紹介手数料を負担していることを知っており、かつ、その手数料率を知っている求職者は、全体の約十三％にすぎないと整理できる。

政府は、このように、求職者が自らの就職・転職に伴い求人者側に発生する紹介手数料の金額又は料率を十分に知らないまま有料職業紹介サービスを利用している実態をどのように認識しているか。また、有料職業紹介事業者に対し、看護、介護及び保育分野の求職者へ、求人者が支払う紹介手数料の金額、料率又は算定方法を、求人紹介時、応募意思確認時、内定時又は入職決定時までに、書面又は電磁的方法により告知し、求職者が確認した記録を残すことを義務付ける必要があると考えるが、政府の見解を示された。

二 現行の手数料実績公開制度の限界について

令和七年四月から、職業紹介事業者の手数料実績の公開が義務化されたと承知している。しかし、事業者単位又は職種単位の平均手数料率の公開だけでは、個々の求職者が、自らの就職・転職に伴って具体的にどの程度の紹介手数料が発生するのかを理解するには不十分ではないか。

政府は、現行の手数料実績公開制度が、求職者本人に対する情報提供として十分であると考

理由を、十分でないと考える場合は今後の改善策を明らかにされたい。

三 看護・介護・保育分野における紹介手数料の上限規制について

看護、介護及び保育分野は、国民生活に不可欠な公共性の高い分野であり、診療報酬、介護報酬、公定価格等により収入構造が公的に規律されている。他方で、人材紹介手数料については市場取引に委ねられており、この非対称性が現場の経営を圧迫しているとの指摘がある。

政府は、看護、介護及び保育分野について、その社会的重要性及び公共性に鑑み、紹介手数料について年収に対する一定割合又は一定金額を上限とする規制を設ける必要性をどのように認識しているか。上限規制は困難であると考ええる場合には、その具体的理由を明らかにされたい。

四 今後の制度見直しについて

看護、介護及び保育分野における人材確保の困難、紹介手数料による経営圧迫、求職者への情報提供の不十分さを踏まえ、政府は、求職者への紹介手数料の事前告知、手数料上限規制、短期離職時の返戻金制度の義務化、過度な転職勧奨への規制強化等を含む制度見直しを検討すべきではないか。政府の見解を示されたい。

内閣衆質二二第一二一号

令和八年七月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員長妻昭君提出看護・介護・保育分野における有料職業紹介手数料の透明化及び上限規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出看護・介護・保育分野における有料職業紹介手数料の透明化及び上限規制に関する質問に対する答弁書について

職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十二条の十三、職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の五第二項等の規定に基づき、有料職業紹介事業者（職業安定法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者をいう。以下同じ。）は、求職者に対し、求職の申込みを受理した後、速やかに、取り扱う職種の種類、徴収する手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項等について、書面の交付等の方法により明示しなければならないこととされており、厚生労働省としては、求職者が有料職業紹介事業者を選択するに当たって、各有料職業紹介事業者におけるこのような事業の内容全般に関する基本的な事項をあらかじめ把握することは重要であると考えているが、求職者が御指摘のような「自らの就職・転職に伴い求人者側に発生する」個別の「紹介手数料の金額又は料率」を把握することまでは必ずしも必要となるものではなく、お尋ねの「実態」自体が問題であるとは考えておらず、また、お尋ねのように「有料職業事業者に対し、（中略）義務付ける」ことまでは必要ではないと考えている。

二について

御指摘の「手数料実績公開制度」については、職業安定法第三十二条の十六第三項及び職業安定法施行規則第二十四条の八第三項の規定に基づき、「取扱職種」との常用就職一件当たりの平均手数料率等の「実績を「公開」するものであるところ、厚生労働省としては、「求職者本人」が「自らの就職・転職に伴って具体的にどの程度の紹介手数料が発生するのか」について「公

開」することまでは必ずしも必要ではないと考えている。「現行の手数料実績公開制度が、求職者本人に対する情報提供として十分であると考えているのか」とのお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「求職者本人に対する情報提供」については、一について述べたとおり、求職者が有料職業紹介事業者を選択するに当たって、職業安定法第三十二条の十三、職業安定法施行規則第二十四条の五第二項等の規定に基づき、必要な「情報提供」がなされているものと考えている。

三について

御指摘の「紹介手数料」の水準は労働市場の需給の状況に応じて変動し得るものであり、また、職業紹介に要する経費も求人者の内容に応じて様々であるため、お尋ねのような「紹介手数料について年収に対する一定割合又は一定金額を上限とする規制」を一律に設けることは困難であると考えており、また、令和八年六月二日の参議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「仮に上限を高く設定した場合は、高い水準に収れん、固定化してしまうリスクがある、また、過度に低く設定した場合には、現場の体制維持が困難となるおそれがあるというようなお話もいただいておりますので、上限規制自体については厚生労働省としても同様の観点から慎重な検討が必要だと考えております」と答弁しているとおりであります。

四について

御指摘の「求職者への情報提供」については、一について及び二について述べたとおり、「不十分」であるとは考えておらず、お尋ねの「求職者への自らの「紹介手数料の事前告知」のような「制度見直し」は考えていない。お尋ねの「手数料上限規制」に関しては、三についてでお答えしたとおりである。

お尋ねの「短期離職時の返戻金制度の義務化」については、「短期離職時に、有料職業紹介事

業者と就職先との間に「紹介手数料」の支払に関する問題が生じているとの指摘を踏まえ、職業安定法第四十八条の規定に基づき定めた「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」平成十一年労働省告示第四百四十一号。以下「職業紹介事業者等指針」という。）において、「返戻金」制度を設けることを推奨しているところであるが、有料職業紹介事業者が提供するサービスの内容や、職業紹介のあっせんに関する費用等が様々であること、また、離職の原因は必ずしも有料職業紹介事業者によるものとは限らないことを踏まえると、有料職業紹介事業者に対して一律に「返戻金」の支払を義務付けることまでは困難であると考えている。

お尋ねの「過度な転職勧奨への規制強化」については、職業紹介事業者等指針において、有料職業紹介事業者が求職者に対して金銭等を提供すること及びその紹介により就職した者期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。に対して当該就職した日から二年間転職の勧奨を行ってはならない旨を示しており、さらに、令和七年一月からは、職業安定法第三十二条の五第一項及び第三十二条の九第一項第三号の規定並びに令和六年九月三十日付け厚生労働省職業安定局長通達「職業紹介事業者の業務運営要領」の一部改正について「別添「職業紹介事業者の業務運営要領」に基づき、これらを行わないことを有料職業紹介事業者の許可の条件とする」とともに、当該条件に違反した場合には、当該許可の取消しを行うことができることとしているところであり、現時点で更なる「規制強化」を行うことは考えておらず、こうした取組を適切に進めてまいりたい。

皇室典範等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和八年六月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

皇室典範等の一部を改正する法律

(皇室典範の一部改正)

第一条 皇室典範(昭和二十二年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「皇族は」の下に、「第三十八条第一項の規定による場合を除き」を加える。

第十条中「皇族男子」を「皇族」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第十四条第一項の者でその夫を失ったものと天皇及び皇族以外の男子との婚姻については、この限りでない。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条 削除

第十四条第二項中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

第一項の者でその夫を失ったものが、天皇及び皇族以外の男子と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第一項の者は、次の各号のいずれかに該当するときは、皇族の身分を離れる。

- 一 その夫が皇族の身分を離れたとき。
- 二 離婚したとき。

第十五条中「場合を」を「場合並びに第三十八条第三項の規定による場合を」に改める。

本則に次の一章を加える。

第六章 養子皇族男子

第三十八条 親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王(皇嗣及び皇嗣妃を除く。)は、皇室会議の議を経て、この法律による皇族男子であつた者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族

でない年齢十五年以上の男子であつて、配偶者及び子がいないものに限り、養子とすることができる。

前項の規定により養子をする縁組(次項及び第八項において単に「縁組」という。)については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九十八条の規定は、適用しない。

縁組による養子は、当該縁組の時から、皇族となる。

養子皇族男子(前項の規定により皇族となつた皇族男子をいう。以下この条において同じ。)については、第二条の規定は、適用しない。

第一項の規定により養子となつた者については、これを実方の系統による嫡男系嫡出の者として第六条の規定を適用する。

養子皇族男子に係る第七条の規定及び第九項の規定により読み替えて適用する第十七条第二項の規定の適用並びに養子皇族男子の子孫に係る第二条及び第六条の規定の適用については、実方の系統によるものとする。

養子皇族男子である王については、第十一条第一項の規定は、適用しない。

養子皇族男子が第十一条第二項の規定により皇族の身分を離れる場合において、養親(皇族の身分を離れた者を除く。)との縁組が継続しているときは、当該縁組は、将来に向かってその効力を失う。この場合において、当該養子皇族男子が皇族の身分を離れる時に当該養親との縁組がされたものとみなして、民法その他の法令の規定を適用する。

養子皇族男子に係る第十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第一項	
	二 親王及び王	二 親王及び王(第三十八条第四項に規定する養子皇族男子(第七号において「養子皇族男子」という。)を除く。)
六 内親王及び女王	六 内親王及び女王	七 養子皇族男子
同項第六号	同項第六号及び第七号	

(皇室経済法の一部改正)

第二条 皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「皇室典範」の下に「(昭和二十二年法律第三号)」を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に、「第四項」を「次項」に改め、同項第一号中「親王」の下に「及び内親王」を加え、同項第二号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第七項中「左の各号に掲げる」を「独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する」に改め、同項各号を削り、同項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、皇族がその夫又は直系尊属と同時に皇室典範第十一条又は第十四条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定によりその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。

(皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部改正)

第三条 皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律(昭和二十二年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

者の戸籍に関する法律(昭和二十二年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱ひ等に関する法律

第一条から第三条までを次のように改める。

(典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときの新戸籍の編製等)

第一条 皇室典範(昭和二十二年法律第三号。以下「典範」という。)第十一条の規定により皇族の身分を離れた者については、新戸籍を編製する。ただし、その者と同時に同条又は典範第十四条第四項第一号に係る部分に限る。)の規定により皇族の身分を離れた配偶者があるときは、夫婦について新戸籍を編製する。

2 天皇及び皇族以外の配偶者のある内親王又は女王が典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは、前項本文の規定にかかわらず、夫婦について新戸籍を編製する。ただし、夫の氏を称するときは、夫の戸籍に入る。

3 養子皇族男子(典範第三十八条第四項に規定する養子皇族男子をいう。次項及び第三条において同じ。)以外の皇族が典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた場合(配偶者又は同一の氏を称する子がある場合を除く。)において、次の各号のいずれかに該当すると

きは、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める戸籍に入る。

一 典範第十一条又は第十四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により皇族の身分を離れた父母の戸籍があり、かつ、父母の氏を称するとき 父母の戸籍

二 典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた父の戸籍があり、かつ、父の氏を称するとき 父の戸籍

三 典範第十一条又は第十四条の規定により皇族の身分を離れた母の戸籍があり、かつ、母の氏を称するとき 母の戸籍

4 養子皇族男子が典範第十一条第二項の規定により皇族の身分を離れた場合（配偶者又は同一の氏を称する子がある場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める戸籍に入る。

一 養親との縁組（典範第三十八条第二項に規定する縁組をいう。以下この項及び第十一条第一項において同じ。）が継続しておらず、かつ、当該縁組前の戸籍があるとき（その者が新戸籍編製の申出をした場合を除く。） 当該縁組前の戸籍

二 典範第十一条又は第十四条の規定により皇族の身分を離れた養親との縁組が継続しており、かつ、当該養親の戸籍があるとき 当該養親の戸籍

（典範第十四条の規定により皇族の身分を離れたときの入籍等）

第二条 典範第十四条第一項、第二項又は第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により皇族の身分を離れた者は、婚姻前の戸籍に入る。ただし、その戸籍が既に除かれているとき、同一の氏を称する子があるとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。

2 典範第十四条第一項の者が同条第三項の規定により皇族の身分を離れたときは、夫婦について新戸籍を編製する。ただし、夫の氏を称する場合であつて、夫が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、夫の戸籍に入る。

（典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた者が離婚したときの新戸籍の編製等）

第三条 典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた者（戸籍の筆頭に記載した者及び養子皇族男子であつた者を除く。）が皇族の身分を離れた時における配偶者と離婚するときは、当該皇族の身分を離れた者について新戸籍を編製する。ただし、第一条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める戸籍に入る。

第四条に見出しとして「皇族となつたときの除籍」を付し、同条中「又は」を「若しくは」に、「婚姻したを」婚姻し、又は天皇及び皇族以外の男子が典範第三十八条第一項の規定により養子となつた」に改める。

第七条に見出しとして「除籍時の届出」を付し、同条中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第八条とする。

第六条に見出しとして「入籍時の届出」を付し、同条中「第二項第一項又は第二項」を「第二項第二項ただし書、第三項若しくは第四項又は第二項第一項本文」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第七条とする。

第五条に見出しとして「（新戸籍の編製の届出）」を付し、同条中「第三項又は第二項第三項」を「若しくは第二項本文又は第二項第一項ただし書に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第六条とし、第四条の次の一条を加える。

（内親王又は女王と婚姻した天皇及び皇族以外の男子の戸籍）
第五条 内親王又は女王と婚姻した天皇及び皇

族以外の男子の戸籍は、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに編製する。

2 第九条第一項の届出があつたときは、天皇及び皇族以外の男子について新戸籍を編製する。ただし、その者が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

本則に次の四条を加える。

（内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が婚姻するときの届出）

第九条 内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が婚姻しようとするときは、典範第十条の規定により皇室会議の議を経た後に、法務省令で定める事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

2 民法明治二十九年法律第八十九号第七百三十九条の規定は、前項の規定による婚姻の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「当事者双方及び成年の証人二人以上」とあるのは、「当事者双方」と読み替えるものとする。

（内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が離婚するときの届出）

第十条 内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が離婚しようとするときは、次に掲げる事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一 親権者と定められる当事者の氏名（内親王又は女王にあつては、名）及びその者が親権を行う子の氏名

二 その他法務省令で定める事項

2 民法第七百六十四条において準用する同法第七百三十九条の規定は、前項の規定による離婚の届出について準用する。

（養子である皇族男子と皇族の身分を離れた養親が離縁するときの届出）

第十一条 養子（縁組による養子をいう。）である皇族男子と典範第十一条又は第十四条の規

定により皇族の身分を離れた養親が離縁しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

2 民法第八百十二条において準用する同法第七百三十九条の規定は、前項の規定による離縁の届出について準用する。

（法務省令への委任）

第十二条 この法律に定めるもののほか、届書の様式その他皇族の身分関係の異動に係る戸籍事務の処理に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「（適用除外等）」に改め、同条中「もの」の下に「戸籍法の適用を受けない者（天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王（当該男子と離婚又は死別をした者を含む。）を除く。）を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する内親王及び女王に対するこの法律及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第五条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

（皇室典範の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際における内親王又は女王（以下「施行時内親王等」という。）が天皇及び皇族以外の男子と婚姻する場合において、当該施行時内親王等が当該婚姻と同時に皇族の身分を離れようとするときは、皇室典範第十一条

第一項の規定にかかわらず、皇室会議の議によることなく、その意思により、皇族の身分を離れることができる。この場合において、当該婚姻については、第一条の規定による改正後の皇室典範(以下「新典範」という。)第十条本文の規定は、適用しない。

(皇室経済法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定により施行時内親王等が皇族の身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費の金額については、第二条の規定による改正前の皇室経済法第六条第三項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合における同項の規定の適用については、当該施行時内親王等を同項第一号に規定する者とみなす。

(皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の皇室典範第十二条の規定により皇族の身分を離れた者がこの法律の施行後に離婚する場合の戸籍の編製については、なお従前の例による。

2 附則第二条の規定により皇族の身分を離れた施行時内親王等(戸籍の筆頭に記載した者を除く。)が皇族の身分を離れた時における配偶者と離婚するときは、当該施行時内親王等について新戸籍を編製する。ただし、新典範第十四条(第四項第一号を除く。)の規定により皇族の身分を離れた母の戸籍があり、かつ、母の氏を称するときは、母の戸籍に入る。

3 附則第二条の規定により皇族の身分を離れる施行時内親王等については、第三条の規定による改正後の皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律第九条第一項の規定は、適用しない。

4 養子(新典範第三十八条第二項に規定する縁組による養子をいう。)である皇族男子と附則第二条の規定により皇族の身分を離れた施行時内

親王等である養親が離縁しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

5 民法明治二十九年法律第八十九号第八百十二条において準用する同法第七百三十九条の規定は、前項の規定による離縁の届出について準用する。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(見直し)

第六条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定については、その施行の状況を踏まえて所要の検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

2 前項の規定により検討が加えられるに当たっては、皇族の数の確保の状況等を勘案し、必要があると認められるときは、三十年ごとに見直しが行われるものとする。

(行政手続法の一部改正)

第七条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項第二号中「皇統譜」の下に「その他天皇及び皇族の身分関係に関する事項」を加える。

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第八条 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「者」の下に「(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十九条第一項に規定する内親王及び女王(次号及び第三十六条第一項において「婚姻内親王等」という。)を除く。)」を加え、同項第二号中「もの」の下に

「婚姻内親王等並びに」を加える。
第三十六条第一項中「もの」の下に「(婚姻内親王等を除く。)」を加え、同条第二項中「(昭和四十二年法律第八十一号)」を削る。

理 由

天皇及び皇族以外の男子と婚姻した内親王及び女王が皇族の身分を離れないこととするともに、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王が皇室典範による皇族男子であつた者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない男子を養子とすることとができることとし、当該養子が皇族となることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

皇室典範等の一部を改正する法律案(内閣提出に関する報告書)

一 議案の目的及び要旨

本案は、天皇及び皇族以外の男子と婚姻した内親王及び女王が皇族の身分を離れないこととするともに、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王が皇室典範による皇族男子であつた者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない男子を養子とすることができることとし、当該養子が皇族となることとする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 内親王及び女王が婚姻により皇籍を離脱しないこととするに関する事項

(一) 内親王及び女王について、天皇及び皇族以外の男子との婚姻によつて皇族の身分を離れることがないものとし、当該婚姻について皇室会議の議を経るものとする。

(二) 独立の生計を営む内親王及び女王に対する皇族費について、それぞれ、独立の生計を営む親王及び王に対する皇族費と同額とすること。

(三) 天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王(当該男子と離婚又は死別した者を含む。)について住民基本台帳法を適用するものとする。

(四) この法律の施行の際における内親王又は女王が天皇及び皇族以外の男子との婚姻と同時に皇族の身分を離れようとするときは、その意思により皇族の身分を離れることができるものとする。

2

皇族の養子に関する事項

(一) 親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王は、皇嗣及び皇嗣妃を除き、皇室会議の議を経て、皇室典範による皇族男子であつた者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない年齢十五年以上の男子であつて、配偶者及び子がいないものに限り、養子とすることができるものとし、これにより養子となつた男子は、皇族となるものとする。

(二) 養子となつたことにより皇族となつた男子(以下「養子皇族男子」という。)は、皇位継承資格を有しないものとし、養子皇族男子の摂政就任順序は、内親王及び女王の次とすること。

(三) 養子皇族男子及びその子孫の皇族としての地位は、実方の系統によるものとする。

3 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

(二) この法律による改正後の皇室典範等の規定については、その施行の状況を踏まえて所要の検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(三) (二)により検討が加えられるに当たっては、皇族数の確保の状況等を勘案し、必要があると認められるときは、三十年ごとに見直しが行われるものとする。 二 議案の可決理由 本案は、天皇及び皇族以外の男子と婚姻した内親王及び女王が皇族の身分を離れないこととするともに、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王が皇室典範による皇族男子であった者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない男子を養子とすることができるとし、当該養子が皇族となることとする等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。 令和八年七月十日 議院運営委員長 山口 俊一 衆議院議長 森 英介殿 〔別紙〕 皇室典範等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 一 皇室典範等の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づいて改正後の皇室典範等の施行状況を踏まえるに当たっては、皇族の方々を取り巻く環境その他皇室の状況についても勘案し、必要があると認められるときは、適時適切な措置が講ぜられるものとする。 二 皇室典範等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定に基づいて三十年ごとに見直しを行うに当たっては、改正後の皇室典範第三十八条に定める養子皇族男子の方々を取り巻く環境その他の皇室の状況等について勘案し、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。	三 改正後の皇室典範等による皇族数の確保の状況等を踏まえ、安定的な皇位継承を確保するための方策について、引き続き、検討するものとする。 右決議する。		
---	--	--	--